

行橋市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則を制定し、ここに公布する。

令和8年7月15日

行橋市長 工藤政宏

行橋市規則第39号

行橋市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、特に定めるものを除き、法の例による。

(報告徴収)

第3条 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 空家等の所有者等は、前項の報告の求めがあったときは、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

(立入調査)

第4条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第4号）とする。

(指導)

第5条 法第13条第1項の規定による指導は、口頭又は管理不全空家等に係る指導書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第22条第1項の規定による指導は、口頭又は特定空家等に係る指導書（様式

第6号) により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に係る勧告書(様式第7号) により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等に係る勧告書(様式第8号) により行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による通知を行った場合において、当該管理不全空家等の所有者等が必要な措置を講じたことにより管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でなくなったと認めるときは、管理不全空家等状態改善通知書(様式第9号) により当該所有者等に対し通知するものとする。

(命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(様式第10号) により行うものとする。

(事前通知)

第8条 法第22条第4項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書(様式第11号) により行うものとする。

(意見の聴取等)

第9条 法第22条第4項の規定による意見書の提出は、命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第12号) により行うものとし、その提出期限は、当該通知書を交付した日から14日を経過する日とする。

2 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書(様式第13号) により行うものとする。

3 法第22条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書(様式第14号) により行うものとし、同項の規定による公告は、市の掲示場に掲示して行うものとする。

(代執行)

第10条 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第15号）により行うものとする。

2 市長は、前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を代執行令書（様式第16号）により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

3 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第17号）とする。
（略式代執行）

第11条 法第22条第10項の規定による公告は、市の掲示場への掲示及び市の広報紙等への掲載により行うものとする。

（標識）

第12条 法第22条第13項に規定する標識の様式は、標識（様式第18号）とする。

（措置命令した旨の公示方法）

第13条 省令に規定する適切な方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 市の掲示場への掲示
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様

行橋市長 印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有又は管理する下記の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる空家等の住所及び所在地	(住 所) 行橋市 (所在地) 行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 報告を求める内容	
4 報告の提出先	
5 報告徴収の責任者及び担当の連絡先	
6 報告の期限	年 月 日

- ・上記 6 の期限までに上記 4 の者まで報告せず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられることとなります。
- ・当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、行橋市長に対し審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行橋市長を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

年 月 日

行橋市長
（担当： 部 課）様

住所：

氏名：

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、
により報告を求められた空家等に係る事項について、下記の通り報告します。

記

1 対象となる空家等の住所 及び所在地	（住 所）行橋市 （所在地）行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 報告事項	
4 添付書類 ※意向が確認出来る書類や、措置を講じたことが 分かる書類	

- ・上記3及び4について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

様

行橋市長

立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第3条の規定により、空家等（居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物等及びその敷地）の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の家屋等については、法第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

ついては、所有者等の立ち会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等又は状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空家等の住所及び所在地	(住 所) 行橋市 (所在地) 行橋市
2 空家等の状態 (立入調査の理由)	
3 立入調査日	本通知が到達した日の翌日から起算して5日を超えた日（立会いが可能な場合は市と協議して定めた日）
4 立入職員の所属及び連絡先	

・この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられることとなります。

様式第4号（第4条関係）

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

（第1面）

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名			写 真
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
年 月 日交付	年 月 日限り有効		
行橋市長		印	

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

（備考）

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成する。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 同じ法令中に立入検査等に係る複数の条項があり、権限がそのうちの一部の規定に基づく立入検査等に限定されている場合には、権限を有する範囲が明らかとなるよう当該法令中の対象条項を特定して記載すること。
- 4 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 5 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。
- 6 この証明書に列举する法令の条項の数等を踏まえ、用紙及び貼付する写真のサイズは作成する証明書ごとに設定することができる。
- 7 第2面については、表面に記載するほか、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 8 裏面には、参照条文を記載することができる。
- 9 証明書の記載は印字することとし（手書きはしない）、修正しない。

様

行橋市長

管 理 不 全 空 家 等 に 係 る 指 導 書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう法第13条第1項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該管理不全空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第13条第2項の規定により勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合は、管理不全空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、措置を行った場合は、下記担当まで遅滞なく連絡してください。

記

1 対象となる管理不全 空家等の住所及び所在地	（住 所）行橋市 （所在地）行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 管理不全空家等の状態	
4 指導事項	
5 指導の責任者及び担当	

様

行橋市長

特 定 空 家 等 に 係 る 指 導 書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう法第22条第1項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第22条第2項の規定により勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合は、特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで遅滞なく連絡してください。

記

1 対象となる特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 行橋市 (所在地) 行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 特定空家等の状態	
4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者及び担当の連絡先	

様

行橋市長

管 理 不 全 空 家 等 に 係 る 勧 告 書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等の住所及び所在地	(住 所) 行橋市 (所在地) 行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 勧告の責任者	

- ・ 上記3の措置を実施した場合は、遅滞なく上記5の者まで報告をすること。
- ・ 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 上記3の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条の規定に基づき、必要な措置をとることとなります。

様

行橋市長

特 定 空 家 等 に 係 る 勧 告 書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 行橋市 (所在地) 行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勧告の責任者	

- ・ 上記 5 の期限までに上記 3 の措置を実施した場合は、遅延なく上記 6 の者まで報告をすること。
- ・ 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 3 の措置をとらなかった場合は、法第22条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・ 上記 1 の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の 3 の 2 又は同法第702条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様

行橋市長

管理不全空家等状態改善通知書

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等は空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の特定空家等もしくは同法第13条第1項の管理不全空家等でないと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、法に基づき適切に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の住所及び所在地	（住 所）行橋市 （所在地）行橋市
2 特定空家等でないと認めた日	年 月 日
3 特定空家等でないと認められる理由	
4 担当及び連絡先	

様

行橋市長

印

命 令 書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 行 第 号により法第22条第2項の規定に基づく命令を行う旨事前通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 行橋市 (所在地) 行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 命令の責任者	

- ・上記3の措置を実施した場合は、遅滞なく上記6の者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記3の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、行橋市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行橋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

行 第 号
年 月 日

様

行橋市長

命令に係る事前の通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 行 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関して意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、行橋市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 行橋市 (所在地) 行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 意見書の提出期限	年 月 日
6 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	送付先： 連絡先：

- ・上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6の者まで報告をすること。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

年 月 日

（宛先） 行橋市長 様
（担当： 部 課）

提出者 住所
氏名
電話番号
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 行 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 対象となる特定空家等の住所及び所在地	（住 所） 行橋市 （所在地） 行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見	
4 自己に有利な証拠の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

年 月 日

（宛先）行橋市長

（担当： 部 課）

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日付け 行 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 対象となる特定空家等の住所及び所在地	（住 所）行橋市 （所在地）行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

行 第 号
年 月 日

様

行橋市長

命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 行 第 号の命令に係る事前の通知書に対して 年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第22条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第22条第7項の規定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第22条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 対象となる特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 行橋市 (所在地) 行橋市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 聴取の期日及び場所	

行 第 号
年 月 日

様

行橋市長

印

戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 行 第 号によりあなたが所有又は管理する下記の特定期空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記特定期空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 特定期空家等

- (1) 所在地
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模 建築面積
延べ床面積
- (5) 所有者の住所及び氏名

2. 措置の内容

- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、行橋市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行橋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

行 第 号
年 月 日

様

行橋市長 印

代執行令書

年 月 日付け 行 第 号によりあなたが所有又は管理する下記の特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 戒告した措置の内容

2. 代執行の対象となる特定空家等

3. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4. 執行責任者

5. 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、行橋市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行橋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

（表面）

執行責任者証		第 号
所 属		
職 名	氏 名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
行橋市長		印
記		
1 代執行をなすべき事項		
代執行令書（ 年 月 日付け 行 第 号）記載の		
行橋市 の建築物の除去		
2 代執行をなすべき期間		
年 月 日から 年 月 日までの間		

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第22条（以上略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～17 （略）
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）
第4条
代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを 年 月 日付け 行 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日